

(平成30年12月13日提出)

平成30年12月議会定例会議案  
(追加)

新 潟 市

平成30年12月議会定例会議案（追加）

目 次

議案第149号 平成30年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第149号

**平成30年度新潟市一般会計補正予算（第7号）**

平成30年度新潟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,628,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ390,363,373千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		60,250,773	1,075,469	61,326,242
	2 国庫補助金	12,262,347	1,075,469	13,337,816
24 繰越金		1,637,718	87,731	1,725,449
	1 繰越金	1,637,718	87,731	1,725,449
26 市債		51,764,900	5,464,800	57,229,700
	1 市債	51,764,900	5,464,800	57,229,700
歳入合計		383,735,373	6,628,000	390,363,373

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		50,582,376	10,000	50,592,376
	7 建築費	3,001,635	10,000	3,011,635
10 教育費		60,641,392	6,618,000	67,259,392
	2 小学校費	26,855,929	4,329,000	31,184,929
	3 中学校費	15,201,922	2,076,000	17,277,922
	5 幼稚園費	547,470	9,000	556,470
	6 特別支援学校費	1,430,903	204,000	1,634,903
歳 出 合 計		383,735,373	6,628,000	390,363,373

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	7 建築費	住宅・建築物耐震改修等補助事業	8,500
10 教育費	2 小学校費	大規模改造事業	4,329,000
	3 中学校費	大規模改造事業	2,076,000
	5 幼稚園費	大規模改造事業	9,000
	6 特別支援学校費	大規模改造事業	204,000

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園大規模改造事業費	7,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
特別支援学校大規模改造事業費	157,800	又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

## 2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校大規模改造事業費	150,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	3,761,100	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
中学校大規模改造事業費	92,800	又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	1,781,700	又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。